

虐待防止のための指針

社会福祉法人福慶会

福田の里

(施設における虐待防止に関する基本的考え方)

第1 虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止と共に虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為等のいずれも行ないません。

①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること

(例) 叩く、蹴る、ぶつかって転ばせる、入浴時熱いシャワーを掛ける、介護しやすいようにベットや車椅子に縛り付ける、食事の際に本人が拒否しているのに無理やり口に入れるなど

②性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること

(例) 性器等に接触したりキスや性的行為を強要する、性的な話を強要する、わいせつな画像を撮影する、人前でおむつの交換や着替えをさせるなど

③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他利用者の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(例) 怒鳴る、罵る、呼び捨て、くんちやん呼び、○○しないと△△しない、排泄失敗や食べこぼしなどの嘲笑、臭い汚いと言うなど

④放棄・放任：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同等の行為の放置、その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

(例) 何日も入浴しておらず異臭がする、おむつが汚れているのに交換しない、医療が必要なのに受診させないなど

⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益をすること

(例) 本人又は後見人家族の同意なく財産や金銭を使用したり、金銭の使用を制限する、金銭を着服・窃盗する・立場を利用してお金を借りるなど

(虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項)

第2 神奈川県の通知に従い、虐待防止に努める観点から虐待防止検討委員会を以下の通り設置・開催します。

①虐待防止検討委員会（以下委員会）の設置及び開催：委員会は年に1回以上開催し、次のことを協議します。

- (1) 虐待防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待防止のための研修に関すること
- (3) 虐待等について職員が報告・相談できる体制の整備に関すること

(4) 職員が虐待等を把握した場合、市町村への通報が迅速かつ適切に行われる為の方法
に関するここと

(5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析と再発防止、その効果についての評
価に関するここと

②委員会の構成委員：委員長は管理者とし、虐待防止責任者は各サービス管理責任者及び各部署主任とする。委員の選任は当該事業所の管理者およびサービス管理責任者、法人本部、医師又は看護師、その他必要とされるものの中で委員長が指名したものとする。

③他の会議との関連：身体拘束適正化委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設して展開する事業又は法人内別事業と連携して虐待防止委員会を開催する場合があります。

(虐待防止のための職員研修に関する基本方針)

第3 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づき虐待の防止を徹底します。

研修は年1回以上を行い、新規採用時には必ず虐待防止に関する研修を行います。

具体的な内容は、

①障害者虐待防止法及びあおぞらプランの基本的考え方

②虐待の種類と発生リスクの事前理解

③早期発見と報告等の手順

④発生した場合の改善策や事例検討等

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、復命書等記録を保存します。

(施設内で虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第4 虐待を発見した者又は虐待の疑いがあるときは、障害者虐待防止法に基づき市町村へ通報の義務があります。虐待等（疑いも含む）が発生した場合、速やかに管理者に報告するとともにその要因の除去に努めます。報告を受けた管理者は市町村に通報するとともに。緊急性の高い事案に関しては市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。虐待者が職員であったことが判明した場合には役職位の如何を問わず厳正に対処します。

(虐待又はその疑いが発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。

虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

2 担当者は苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には報告を行なった者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で虐待等を行なった当人に事実確認を行ないます。虐待者が担当者本人の場合は他の上席者が担当

者を代行します。また、必要に応じて関係者から事情を確認します。

3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

4 事実確認を行なった内容や虐待等が発生した経緯を踏まえて、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

5 施設内で虐待等が発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要や再発防止策を併せて市町村に報告します。必要に応じ関係機関や家族会等に対し説明し報告します。

(成年後見制度の利用に関する事項)

第6 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉士会等の適切な窓口を案内する等の支援を行ないます。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第7 虐待等の苦情解決については、苦情解決担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。

2 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。

3 対応の流れは、上述の第5「虐待又はその疑いが発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。

4 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第8 当該指針は事業素内に掲示するとともに、ホームページでも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

(その他虐待防止の推進のために必要な基本方針)

第9 第3に定める「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修の他、外部機関による虐待防止研修等に積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は令和5年6月1日より施行する。